

秘文レンタルサポートサービス約款

横河レンタ・リース株式会社（以下「賃貸人」という）は、お客様（以下「賃借人」という）に対し賃貸人のレンタル約款に基づき日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社製ソフトウェア製品「秘文 Advanced Edition」（以下「秘文 AE」という）について以下の内容のサポートサービス（以下「本サポートサービス」という）を提供します。

第1条 適用範囲

本約款は、賃貸人および賃借人間で実行される「秘文 AE」のレンタル契約（以下「個別契約」という）について適用するものとします。

2. 賃借人は、個別契約において、当該「秘文 AE」物件明細、ハードウェア物件明細、設置場所、レンタル期間、レンタル料等を記載した注文書を賃貸人に対し発行します。

第2条 サポートサービスの実施要項

本サポートサービスの実施内容は以下のとおりとなります。

- (1) 賃借人からのお問合せ受付およびお問合せに対する回答を行います。
- (2) テクニカルサポートが対応する範囲は以下のとおりとし、カスタマイズに関するサポートは致しません。カスタマイズにつきましては、別途有償でサポートサービスをご紹介致します。
 - ・ マニュアルに記述されている機能に対するお問合せ
 - ・ 各製品で公開されている技術情報として以下の情報の提供
チューニング情報、製品開発計画、リリース情報
- (3) 不良対策から修正情報の提供までの状況報告を行います。但し、実作業（現地作業を含む）は対象外と致します。
- (4) 既に公開済みの不良訂正情報（パッチなど）のダウンロードサービスおよび不良訂正情報に関するお問合せは本サポートサービスに含まれます。
- (5) 不良情報や製品情報の情報公開を行います。

第3条 サポートサービスの体制

賃貸人は、賃貸人の業務委託先であるNECフィールドディング株式会社（以下「FIELDING」という）へ本サポートサービスの役務を委託するものとし、FIELDINGの秘文サポートセンターが賃借人へ直接本サポートサービスの提供を行います。

NECフィールドディング株式会社 秘文サポートセンター

レンタルサポートフリーダイヤル：0120-575-933

レンタルサポートアドレス : hibun-yrl@fielding-ssc.jp

第4条 サポートサービスの提供区域

本サポートサービスの提供区域は、日本国内のみとなります。

第5条 サポートサービスサポートの受付時間

本サポートサービスの受付時間は24時間365日となります。

第6条 サポートサービスの管理者

賃借人は、事前に本サポートサービスの管理責任者の正副各1名（以下「賃借人の管理者」という）を定め、賃貸人に通知するものとします。なお、本サポートサービスの提供については、賃借人の管理者のみを窓口として実施するものとします。

秘文レンタルサポートサービス約款

第7条 サポートサービス提供等の内容

本サポートサービスは、以下のサービス提供等を実施します。

(1) 情報の提供

賃貸人が指定した内容に従い、以下の内容の情報提供を実施します。

- ① パッケージ製品を上手にお使い頂くためのノウハウ（ベターユース）
- ② 新製品のご紹介
- ③ バージョンアップ版及びパッチの発行状況とそのエンハンス内容
- ④ マニュアル訂正
- ⑤ パッケージ製品をお使い頂く上での注意事項

(2) バージョンアップ版の提供

賃貸人が指定した内容に従い、以下の内容の提供を実施します。

- ① バージョンアップ版ソフトウェアおよびマニュアル改訂版を書面或いは電子媒体で提供します。
- ② 提供するバージョンアップ版及びマニュアル改訂版は、賃借人が導入済みの本製品と同型名のパッケージ製品のみとし、1型名・1バージョンあたり1個となります。なお、1個以上のご提供に関しては、別途有償となります。

なお、バージョンアップ版のインストール作業につきましては、別途有償となります。

(3) 問題解決の支援

賃借人の管理者は、電話またはメールで賃貸人に本システムの機能、使用方法に関する問題点や疑問点等の問合せを依頼できます。賃貸人は、賃借人からの依頼に対し、迅速に対応し、調査、回答または問題解決の支援を行います。賃借人から受けたお問合せまたは問題について賃貸人の支援は、以下の内容をもって完了するものとします。

- ① 賃借人からのお問合せに対し、回答を提示した場合
- ② 問題の原因および対策方法を提示した場合
- ③ 問題の回避策を提示した場合
- ④ 問題が製品の仕様にかかわるもので、仕様の通りに動作していることを確認し提示した場合
- ⑤ 一過性の問題で、原因が特定できず、再度現象が発生した場合の処置方法を提示した場合
- ⑥ 問題が製品の仕様にかかわるもので、開発元ベンダ側に障害修正の依頼と対応時期を確認し、提示した場合
- ⑦ 本サービス対象外の問題であることが確認され、提示した場合

なお、調査において必要が生じた場合には、賃貸人の要請に従って、賃借人が採取した調査資料を、賃貸人へ送付して頂くことがあります。賃貸人は賃借人が送付した調査資料における賃借人のデータを、賃借人で発生した問題を解決するための目的以外に使用せず、また、第三者へ漏洩しないものとします。

第8条 サポートサービスに伴う承諾事項

賃借人は、賃貸人がサポートサービス履行に必要と判断した場合、以下のことについて承諾するものとします。

- ① 設置場所等甲の関係場所に立入り、サポートサービスを行うこと。

秘文レンタルサポートサービス約款

- ② サポートサービスに必要となる消耗品を提供すること。
- ③ サポートサービスに必要となる用役費その他電力料金及び通信などの費用の賃借人の負担とすること。

第9条 サポートバージョンに対する考え方

賃貸人がサポートするバージョンは、最新バージョン出荷時期から1年以内にリリースされたバージョンおよび賃借人で稼働中の過去出荷バージョンと致します。つまり、過去出荷致しましたバージョンで本番稼働していない製品、および動作テスト中のバージョンはサポートの対象外とさせていただきます。

第10条 責任

- (1) 天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サポートサービスを提供できなかったときは、賃貸人は、一切その責を負わないものとします。
- (2) 賃貸人は、賃借人が本サポートサービスを利用することにより得た情報等(コンピュータプログラムを含みます。)について、その完全性、正確性、有用性その他何ら保証しないものとします。当該情報等のうち賃貸人以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害等について、賃貸人は、何らの責任も負わないものとします。
- (3) 賃貸人は、本サポートサービスの結果についてプログラムプロダクトの全てのバグ、その他瑕疵が訂正されることおよび正常に作動し続けることを保証するものではありません。

第11条 本サポートサービスの利用中止・停止

- (1) 賃貸人は、本サポートサービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合、本サポートサービスの一部または全部の中止または一時停止をすることがあります。
- (2) 賃貸人は、前項の規定により本サポートサービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を賃借人に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第12条 著作権、知的所有権その他の財産権

- (1) 本サポートサービスを通じて賃貸人が提供する情報に関する著作権、知的所有権その他の財産権は、賃貸人または当該情報の提供元に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本サポートサービスの著作権、知的所有権その他の財産権は、賃貸人に帰属するものとします。
- (2) 賃借人は、本サポートサービスを利用することにより得られる一切の情報を、賃貸人または当該情報に関し正当な権利を有する者の事前の承諾なしに、転載し、複製し、出版し、放送し、公衆送信する等その方法のいかんを問わず自ら行ってはならず、および第三者をして行わせてはならないものとします。

第13条 権利の譲渡

賃借人は、本サポートサービスの提供を受ける権利を譲渡したり、または担保に供することはできません。

第14条 通知

賃貸人は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他賃貸人が適当であると判断する方法により、賃借人に随時必要な事項を通知するものとします。

秘文レンタルサポートサービス約款

ソフトウェアライセンス使用許諾条項

第1条

お客様（以下「賃借人」という）は、日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社製ソフトウェア製品「秘文 AdvancedEdition」のソフトウェア（以下「本ソフトウェア」という）を横河レンタ・リース株式会社（以下「賃貸人」という）と賃借人間のレンタル個別契約に記載の数および特定の装置においてのみ使用することができます。

第2条

- (1) 賃借人は、本ソフトウェアをバックアップの目的でのみ複製することができます。
- (2) 前項によって複製されたソフトウェアの取扱いは原本の取扱いと同一とし、賃借人は、賃貸人のレンタル約款および秘文レンタルサポート約款の定めに従ってのみ取り扱うとともに、その複製ソフトウェアのすべてに原本と同一の表示を行うものとします。
- (3) 賃借人は、本ソフトウェアの全部若しくは一部を逆アセンブル又は逆コンパイルすることはできません。
- (4) 賃借人は、本ソフトウェアを固定している記録媒体を廃棄する場合、固定された本ソフトウェアをあらかじめ必ず消滅するものとします。

第3条

賃貸人及び本ソフトウェアの著作権者である日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社（以下「日立ソフト」という）は、本ソフトウェアの使用に関し、賃借人に生じた損害に対する賠償の責を負いません。

第4条

賃借人は、本ソフトウェアの全部若しくは一部を改変し、又は他のプログラムと結合してはならないものとします。

第5条

賃借人は、本ソフトウェアを第三者に対し、償であると無償であることを問わず、譲渡、使用許諾、その他の方法で使用させてはならないものとします。

第6条

- (1) 本使用許諾は、日本国内における使用のみを許諾するものであり、賃借人が本ソフトウェアの全部若しくは一部を単独で、又は他の製品との組み合わせ、若しくは他の製品の一部として、直接又は間接に次の各号に該当する取扱いをする場合は、賃貸人および日立ソフトの書面による事前の同意を得るものとします。
 - (a) 輸出するとき
 - (b) 海外へ持ち出すとき
 - (c) 非居住者へ提供するとき
- (2) 賃借人が賃貸人および日立ソフトの同意を得て前項の各号に該当する取扱いをするソフトウェアのうち「外国為替及び外国貿易管理法」に定める「特定技術」に該当するものについては、賃借人は、日本国の輸出関連法規に従い必要な手続きをとるものとします。なお、米国輸出管理法など外国の輸出関連法規の適用を受け、所定の手続きが必要となる場合も同様です。

秘文レンタルサポートサービス約款

第7条

(1) 借借人が本使用許諾条件に違反した場合、貸貸人は、借借人の本ソフトウェアの使用を終了させることができます。

(2) 前項の場合において、貸貸人は、使用料（レンタル料を含む）をお客様借借人に返還いたしません。

第8条

借借人は、本ソフトウェアの使用を終了する場合、本ソフトウェアを消滅することとします。

第9条

本使用許諾に関する一切の紛争は、東京地方裁判所のみを管轄裁判所として処理するものとします。